

5/8以降の学校における感染防止対策について

- ◆今後第9波が起こり、第8波より大規模な流行となる可能性も指摘されています。
- ◆5/8以降、新型コロナが5類感染症へ移行されますが、児童・生徒が充実した学校生活が送れるよう、感染状況に応じて基本的な感染防止対策に心がけてください。

体調管理の徹底

児童生徒及び教職員の体調管理を徹底し、**症状がある場合は無理をせず医療機関を受診し自宅療養を推奨**



基本的な感染対策の継続

- ✓ 手洗い等の手指衛生
- ✓ 常時換気
(常時換気が困難な場合は、2方向の窓を同時に開放した換気)

マスク

- 児童生徒、教職員とも、マスクの着用は任意とする
 - 感染状況拡大時や通学・通勤時の混雑する場面、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、着用を推奨
- (留意点)
- ・基礎疾患や感染不安などによりマスク着用する児童生徒や、健康上の理由で着用できない児童生徒に対し、**マスク着脱を強いることのない**ようにする。
 - ・**マスク着用の有無による差別・偏見等がない**ようにする。

基本ルールの見直し【学校における新型コロナ衛生管理マニュアル（文科省）改訂】

- 児童生徒が感染した場合
⇒学校の出席停止 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※5月8日 学校保健安全法施行規則改正
- 5類感染症移行に伴い、「濃厚接触者」の特定は行わないことから、**児童生徒が、濃厚接触があったとみなされる場合でも、直ちに出席停止の対象としない** ※従前は、濃厚接触者も出席停止措置

感染流行時の対応

- 感染のリスクが比較的高い学習活動時は、学習活動に支障がない範囲で、対応可能な感染防止対策を実施
(例)対面となるグループワーク、実験・観察 ⇒ 常時換気、少人数で実施、大声NG など
- 児童生徒及び教職員に、マスク着用を呼びかける
- 集団感染事案への対応については、保健所と連携し、情報収集や検査調整を進め、必要に応じて市町村とも協力しながら助言を行う